

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

福島県選挙管理委員会

○福島市選挙区、白河市西白河郡選挙区、喜多方市耶麻郡選挙区、田村市田村郡選挙区及び伊達市伊達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を告示する件

○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九十八号

平成三十年十月二十八日執行の福島市選挙区、白河市西白河郡選挙区、喜多方市耶麻郡選挙区、田村市田村郡選挙区及び伊達市伊達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項第三号の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成三十年十月十九日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

選挙区	制限額	選挙区	制限額
福島市	六、三六五、〇〇〇円	田村市	六、二二一、二〇〇円
白河市	六、四四四、一〇〇円	田村郡	
西白河郡		伊達市	

喜多方市	五、六七三、一〇〇円	伊達郡	六、一九三、四〇〇円
耶麻郡			

福島県選挙管理委員会告示第九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成三十年十月十八日現在において、次のとおりである。

平成三十年十月十九日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

選挙区	制限額	選挙区	制限額
福島市	七九、一九五	田村市	一八、五七二
田村市		田村郡	

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、二八五

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三〇一、七八一

三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二本松市	相馬市相馬郡新地町	喜多方市耶麻郡	須賀川市岩瀬郡	白河市西白河郡	いわき市	郡山	会津若松市	
一五、六四八	一一、一四四	二一、三六二	二六、四八三	三〇、六五二	九一、七四九	九〇、七二九	三三、四二三	
双葉郡	石川郡	東白川郡	大沼郡	河沼郡	南会津郡	本宮市安達郡	伊達市伊達郡	南相馬市相馬郡飯館村
一八、一七二	一一、四〇八	九、一三〇	七、五二四	六、四〇五	七、七〇八	一〇、八七二	二七、六三二	一九、二八二